

5.1

北米出版社の画像利用手順

パット・クロスビー（ハワイ大学出版会主任編集長）
訳：中村治子（エール大学図書館専門司書）

私は日本研究関連の出版業務に25年以上携わっているが、いまだに多くの研究者たちと日本資料の利用許諾を得るため、効率的で有効な方法を探している。デジタル技術が進歩する中で、著者たちがより多くの画像を自分たちの出版物に収載するようになった。これを出版社の間では「イラストレーションクリープ」または「画像数増加」と称して嘆いているが、この傾向への対応は大変切実になってきている。昔ならば、著者は美術館や寺院からの写真使用許諾を得る厳しい手続きをしていたが、いまはスキャナーを持っていれば誰でも本から同じ画像を得ることができる。それで北米の出版社と研究者は、以前にもまして日本の美術館、団体また個人から画像使用の承諾を得るための条件や問題を理解するためのガイダンスを探している。

1 北米における大学出版と商業出版

私は、本日、画像利用について北米出版社の視点から話すように依頼されている。それで最初に、大学出版会の編集長としての経験を基に、北米における大学出版と商業出版の違いを説明したい。

世界中のどこでも商業出版社の目的は利益を得ることである。よって、彼らの編集方針は大きな市場を対象とした出版物を企画することに集中している。出版物によって部数はさまざまだが、商業ベースの出版部数は最低5000部とあってよいだろう。商業出版社は幅広い読者層にアピールすることを目的としているので、編集者達は

どの作者にするか、主題をどうするか、ページ数や挿絵の種類や量などの企画、開発に深く携わることがよくある。もっとも明確な例としてあげられるのは、編集者が著名人のエージェントにその人の回顧録や料理本の出版企画を持ちかけることである。また画像に関していえば、編集者が挿絵満載の日本庭園などに関する本などの出版を企画して、北米の学者や作家に説明文を書いてもらうよう依頼することもある。そういう本をアメリカではコーヒーテーブル・ブックというが、それは豪華写真を満載した気軽に楽しめる本のことである。大規模な商業出版社になると直接、出版社が画像の使用許可を取る場合もある。例えばエイブラムスやリッツオウリなどの商業ベースの美術出版社には画像を研究したり、その利用許可の取得を専門としているスタッフがいる。言い換えれば、画像利用許可の取得にプロの意識を持っていると言ってもよい。

北米には商業ベースの学術出版社や教科書を専門としている出版社が幾つかあるが、研究書の多くを出版しているのは大学出版会である。この大学出版会の学術出版における重要な役割は、北米における特有な現象だと私は思っている。私たち大学出版会の数は大変に多く、最近のアメリカ大学出版会協会名簿に掲載されている数は126社になる。それらの多くの出版会はその名のとおり大学と関連していて、私の知っている限りでは、殆どの大学出版会は非営利団体である。大学出版会はごくわずか商業ベースで出版をすることもあるが、本来の目的は学術出版で、その出版部数は少なく、一タイトル約500冊から750冊ぐらいである。このような出版部数が少ない本は予算も少ないので、画像利用の許可申請にかかる費用や写真の購入、借用資金、そしてそのような業務をするスタッフの労働時間は予算に含まれていない。この件は、今日の議論でも重要なポイントになると思う。このため画像利用の許可を獲得するのは、たいして著者がすることになるが、彼らの殆どは十分な資金もなく、利用許可申請の経験もない。そのような状況が、画像利用の申請手続きに一貫性がない主な原因となっている。従ってある意味で日本の

美術館、個人、団体が、北米からの画像利用許可の申請をどのように理解していいかわからない時があるのは、もっともだと思う。また具体的な画像利用のガイドラインがないため、著者は独自の工夫をしたり、出版社のアドバイスを得たりするが、北米の出版社は米国内のアートコレクションに対応する手段はあっても、同じ方法により日本で思うような結果が得られるとは限らない。

2 許諾に関する出版社の方針

商業出版、学術出版にかかわらず、北米で評判の良い出版社は知的財産を保護することを厳守している。著者は出版社から、誰の著作権の侵害もしないと契約上で要求される。

また、ハワイ大学出版会では利用する資料の著作権に関しては、著者自身がその利用許可を取得することと規定している。そして出版の準備を始める前に、「著者はすべての画像利用許可書を提出すること」が条件となる。出版準備前に利用許可を取得しなければいけない理由は、法的そして実的な点にある。

これから法的な点の理由を述べるが、一般的に売上の高い可能性のある本ほど著作権所有者の注意をひくのは確かである。しかし学術出版物の場合でも問題が起きる可能性は常にある。有り難いことに、私の勤務している間、ハワイ大学出版会で著作権に関する問題はまだ起こっていないが、この問題を無視するのは決して賢明なことではない。

その一例として出版社と著者が直面した著作権の厄介な問題についてお話をしたい。このケースは、私の友人が最近刊行した本のことで、1950年代、60年代アメリカの若者達のポピュラーカルチャーに関する逸話を研究したものである。彼は本の書名にその時代、人気のあった曲名を使ったのだが、曲名は著作権法で保護されていないので問題は生じなかった。失敗したのは本の第一章にある曲の歌詞を使ったことで、彼も出版社も、古くて皆から忘れ去られた曲の一部の使用許可など必要とされていないと考えたのだった。しかし

その本が出版されて数日中に、音楽会社の代理の弁護士から著作権法違反であると訴訟の告知を受けた。その出版社は音楽会社に手数料を払うことで裁判所に行くことを免れはしたが、勿論、出版する前の利用許可の申請に支払う金額よりも高い出費になってしまった。

また先程述べたように、出版社は法律上の問題だけではなく、現実的な面で著作権の問題を解決することを優先している。美術品の写真を原稿の中に利用するとき、その美術品の所有者から使用許可を得ていない場合、問題になる可能性が出てくる。もしもその画像の使用許可が得られない場合は本のページ数や挿絵番号などの変更をしなければならず、とてもたくさんの費用がかかることになる。例えば、美術史の出版物の場合、著者はたくさんの画像を使い自分の論点を立証していかなければならない。もしも、その論点に必要な画像が使えなくなってしまった場合、原稿の一部をそっくり書き直す必要も出てくるかも知れない。またもしもその代わりの画像が見つからない場合、出版社はその絵の画像番号と絵に関するテキストの部分すべてを削除しなければならない。本の刊行間近になって、そのような変更をすることは間違いを起こしやすく、結果的に本の価格が上がったり、出版が遅れたりすることになる。

3 著作権法理解における出版社の役割

画像利用許諾を得るために著者が最初に行う作業は、どの資料が著作権法の保護の対象となっているかを見極めることである。たいていは著作権法を専門としている弁護士がいないので著者は出版編集長にアドバイスを仰ぐことになり、私もよく相談を受けることがある。著作権法がはっきり分からない場合、この件に関して相談を受けるということは少し厄介なことである。一方、可能な限り著者を助けることが私の義務だと思っているが、その場合は自分のアドバイスが法的結果を招くこともよく承知している。著者にも言うのだが、私は著作権法の弁護士ではなく、米国の著作権法は複雑で画像のタイプによってその適用がさまざまである。例えば、室町時代

の掛け軸、公共の場に設置されている現代彫刻、また、ひとつの映画の中の4コマなど、すべて異なる著作権法の適用を受ける。そして、著作権法の専門家でさえ意見が一致しない不明な部分がかなりある。アメリカでは個々の訴訟ケースから法律の解釈が行われる。言い換えれば一件の訴訟判決はその後の似たような訴訟ケースの参考になる。

かつて米国議会図書館のスタッフが話していたが、フェアユース条項の件で多額の金額が絡んだポップミュージックなどの知的財産に関する訴訟の前例は多くあるが、あまり目立たない学術書のケースは見当たらないそうである。また前例があるケースでも、注意をしなければいけない点があるので、出版社の編集者たちは、著作権法について常に勉強している。著作権法に関する文献を精読し、他の出版社と話をしたり、また法律の様々な面について弁護士が発表しているパネルディスカッションに参加したりしなければ、著作権法に精通することはできない。

ちょうど私がこの発表の原稿を書いている時、ほかの大学出版会の編集長から（2008年）4月にニューヨークで行われた知的財産に関するパネルディスカッションの件で長いメールをもらった。発表されたものは、まさしく今日私たちが議論している内容である。そのパネルでの質問は、絵画などの平面の美術作品の写真は著作権保護の対象になるのか、ということであった。私はすでに弁護士からこの件に関しては解決済みと聞いていたが、本当はそうではなかったようである。パネルディスカッションでは1999年にニューヨーク南部地区裁判所で判決が下されたグーグル著作権協議会とゲッティ美術館財団との間のケースが議論された。そのケースでは美術品は明らかに公共の所有物であり、その写真に創造性はないとし、裁判所は著作権の保護を受けるに値しないとの判決を下した。パネルの中にいた法律の専門家たちも、複製を目的とする美術品の写真は芸術写真のような表現性またオリジナリティなどがなくして、この判決に賛同した。元来、著者や出版社が本当に求めているのは、例

例えばネッサンス絵画の本の出版のためにダビンチの創造的な試みを忠実に複製されているモナリザの写真などである。

ただパネルの中で一人だけ異議を唱えたのは、北米や欧州にある数々の美術館、アーカイブズにある美術品の代理をする会社の社長だった。彼は1999年の判例は欠陥があるとし、よい先例にはならないと主張した。その会社の所有している写真の殆どは西洋の美術作品を写真に写したものだが、そのすべての写真が著作権保護に値するもので全面的に法的保護を受けるべきだと主張した。また、地方裁判所の下したその判決がその裁判所の管轄外で適用可能か、の懸念もあった。結局、パネルでは結論を出せなかったが、一つだけわかったことは前例となる判決が下ったとしても、すべての著作権の問題を解決できるわけでもなく、著者はいつも著作権法に関してアドバイスを必要としている、ということであった。

この例から、なぜ出版社が著者に著作権法に関して助言することを留保するのか、理解されると思う。大半の出版関係者は、勘と経験から著作権法に関してとても慎重に行動するので、少しでも疑いがある場合は画像利用許可を申請することになっている。

4 出版社が許諾申請を受ける場合

次に発表される方は北米の美術館または美術品所有者からどのようにその画像の利用許可を取得するかを話されるが、その前に北米の出版社がどのような過程で利用許可の申請を受けるか、ということをお話したい。

ハワイ大学出版会は出版物中の画像の利用許可のリクエストをよく受ける。本の著作権がその本の内に使われている画像の著作権も同様にカバーするわけではないことは、あまり知られてはいない。出版社が著作権を所有する画像は、“work for hire”すなわち出版社が委託して作成したもののみである。例えば出版社が地図の製作者を雇い作成してもらった地図の著作権は、私たち出版社が持っているということになる。しかし他のすべてのケースは、私ども出版社

ではなく、その本の著者やその画像の出所に連絡してもらわなければならない。

5 画像自体の入手

出版物に画像を利用する時は、著作権所有者から画像の使用許可を得るだけでなく、良質の複製画像を手に入れることも重要である。この件については日本も北米の出版社も同様な問題があるので、本日午後、議論されることになると思う。今後、出版する方のために、スキャナー、写真印刷そしてカラーライドに関して出版社から注意してほしい点を申し上げる。

著者と出版社の一番の目標は可能な限り良質の本を制作することである。写真の画質をよくすることは画像処理プログラムなどで可能だが、予算制限のある学術出版では、印刷の最終段階でも、著者から提供された画像以上の質は期待できない状況にある。スキャナーの導入以前は、著者は美術館から提供された白黒の写真かカラーライドを出版社に提出したが、大半の場合、その写真やライドはとても質のよいものだった。ときに小さなお寺などの場合は、絵画などの美術品の写真を提供できないこともあった。その場合、著者はその作品の複製を持っている人か、本から複製した写真の使用許可を取得して使用した。コンピューター導入以前はそのような画像は質がとても悪くぼやけた複製しかできなかったので、著者にスキャンの取りかたを指導したうえで、本からスキャンした画像を使っていた。そしてその場合、著者はその美術品の所有者に画像をスキャンしたものを使用して良いか許可をもらわなければならなかった。美術館学芸員が美術品の質を守るために写真またはデジタル画像を提供し、それを利用してもらうことを義務づけている所もある。もし美術品の所有者が著者にスキャンすることを承諾するのであれば、今度は出版社の画像の質に関する規定を守らなくてはならない。自分の赤ちゃんの頃の写真をスキャンするのと、出版のために一律の規定でスキャンするのとは全く異なることである。私と制作編集

長は間違った規定でスキャンされた画像のために、その画像を吟味し、修復また使用を拒否するのに長時間を費やしている。

以上、画像利用の件で北米の大学出版会が問題としている点をお話してきた。現況を少しでも伝えることができたのであれば嬉しく思う。この問題をいろいろな視点から議論することで、著者の出版を向上させるだけでなく、読者の美術品の鑑賞と理解を向上させることができることを希望している。